

問い合わせ先

(EY India 駐在)

松田 博司・城市 武志・

小林 祐介・早坂 周子・

中原 孝博・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)

ニラドリ・ナグ・黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)

[takeshi.joichi@in.ey.com](mailto:takeshi.joichi@in.ey.com)

[yusuke.kobayashi@in.ey.com](mailto:yusuke.kobayashi@in.ey.com)

[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)

[nakahara.takahiro@in.ey.com](mailto:nakahara.takahiro@in.ey.com)

[sadaaki.Motoyama@in.ey.com](mailto:sadaaki.Motoyama@in.ey.com)

[nag.nldr@shinnihon.or.jp](mailto:nag.nldr@shinnihon.or.jp)

[kuroda-kk@shinnihon.or.jp](mailto:kuroda-kk@shinnihon.or.jp)

# JBS フラッシュニュース

2015 年 8 月号

1. 【会社法】一部改正と非公開会社への規制緩和
2. 【税務】上院選定委員会のGST報告書が国会に提出
3. 【税務】非開示外国資産の時限コンプライアンス窓口の手続きと評価方法を規定
4. 【税務】ブラックマネー時限コンプライアンス窓口のFAQ公表
5. 【税務】サービス税申告書詳細調査のためのガイドライン改正
6. 【投資】Make in India: 物流業界の動向



# EY

Building a better  
working world

7月21日、モンスーン国会が始まりました。タイトな議事日程の中、成果が求められています。またそれに先立ち、主に若者の職能開発を目的とした新政策「スキル・インディア」が始動しました。「デジタル・インディア」「メイク・イン・インディア」「クリーン・インディア」のイニシアチブと連動し、高成長軌道へ向けてインドの経済再生が期待されます。本稿では、会社法の一部改正と非公開会社への規制緩和、選択委員会により国会へ上程されたGST報告書の内容、個人所得税申告にかかる動向等を取り上げます。また、Make in Indiaシリーズとして、今月は物流業界を取り上げます。

## 1. 2013 年会社法の一部改正と非公開会社への規制緩和

2013年会社法および施行規則は、1956年会社法を改善することを目的として公表されましたが、(公開会社の子会社でない)非公開会社と公開会社との区別が明確でなく、これらをほとんど同等のものとして扱っていました。

1956年会社法においては、(公開会社の子会社でない)非公開会社は公開会社と比較していくつかの特権を有していましたが、そのためには解釈や運用上の問題を伴う難解な条文に従わなければならない、それが円滑な事業運営に対する障害となっていました。

さまざまな利害関係者の意見を受け、また、制限を簡素化しビジネスを促進するため、中央政府(企業省)は2015年改正会社法を公表し、2015年5月29日より施行されています。その後、非公開会社に対する免除規定が公表され、2015年6月5日から施行されています。

### 主要な改定ポイント

- ▶ 最低資本金規制の撤廃
- ▶ 事業開始時の各種届出制度の廃止
- ▶ 関連当事者取引の決議要件の緩和
- ▶ 条件付で取締役及び完全子会社への貸付制限(185条)の免除
- ▶ 監査報告された不正を取締役会報告書において詳細を開示要求
- ▶ 会社が関与した不正の、監査人による報告先(中央政府or取締役会)について、不正の重要性基準値の決定主体が企業省であることが明確化
- ▶ 取締役会議事録開示義務の撤廃
- ▶ 預り金規制の違反に対する罰則の新設
- ▶ 配当可能金額の明確化
- ▶ 社判作成は任意に

### 非公開会社等に対する免除規定

- ▶ 多様な種類株の発行が可能に
- ▶ 株主割当発行の簡素化
- ▶ よりフレキシブルな株主総会運営が可能に
- ▶ 取締役会の権限の一部撤廃
- ▶ 条件付で取締役に対する貸付が可能に
- ▶ 関連当事者取引の決議要件の変更
- ▶ マネージング・ディレクター(取締役社長)、ホールタイム・ディレクター(常勤取締役)、マネージャーの選任と報酬にかかる規制の免除
- ▶ 従業員株式所有制度(ESOP)の決議要件の変更
- ▶ 条件付で自己株式購入における従業員持株ESOP信託等への貸付規制の免除
- ▶ 条件付で株主からの預り金の受入れ規制の緩和
- ▶ 決議事項の届出の免除

- ▶ 監査人の担当クライアント数の緩和
- ▶ 退任しない取締役が取締役へ立候補する際に求められる事項の免除
- ▶ 利益相反取締役の取締役会への参加が可能に
- ▶ 単一の決議で一名以上の取締役の選任が可能に

以上の改正と免除規定はインド企業において歓迎すべき変更です。改正法は主にインドにおける事業の開始と継続におけるコンプライアンスの要求を簡素化することを目的としています。免除規定の通達は、外国企業のインド子会社のうち、特に非公開会社として設立された会社に関して関連するものであり、手続き上の困難さを軽減することを目的としています。

改正・免除規定施行後を考慮すると、これは企業にとって、簡素化されたコンプライアンスに沿って、自らの組織構造および取引を見直すよい機会であるといえます。また、企業はこの改正と免除規定から得られるベネフィットを享受するため、定款等を改訂することも検討の余地があります。

詳細は以下のリンクをご参照ください(英語版のみ)。

<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/global-newsletter/index.html>

## 2. ラージヤ・サバー(上院)選定委員会の GST 報告書が国会に提出

GST導入のための2014年憲法(122次修正)法案が2015年5月6日にローク・サバー(下院)を通過しました。野党の要請により、中央政府財務大臣はラージヤ・サバー(上院)選定委員会に法案の再審理を付託しました。21名の与野党各党の上院議員から構成される委員会は、報告書をモンスーン国会会期の第1週末までに提出することが求められていました。

2015年7月20日、報告書は、選定委員会で採択され、7月22日、ラージヤ・サバー(上院)へ上程されました。数名の委員が作成した異議の要旨も報告書の一部となっています。

選定委員会の主要な勧告/所見事項は以下の通りです。

- i) 州またぎの物品およびサービスの移動にかかる1%の追加税は、「有償で行われる供給(supplies made for a consideration)」に限定されるべき
- ii) 州政府の歳入損失には5年間完全補償
- iii) 銀行業のGST税率は最小限に抑えるべき
- iv) 地方自治体、パンチャーヤト(村議会)や市自治体への歳入を確保するため、州政府は十分な対策を講じるべき

GST税率について、選定委員会は標準税率は20%以内で、低税率は14%を超えてはならないとしています。

## 3. 非開示外国資産の時限コンプライアンス窓口の手続きと評価方法を規定

本稿は、非開示外国所得及び資産の時限税務コンプライアンスに関するブラックマネー法の規定の解釈からなる、直接税中央委員会(CBDT)が最近発行した通達を要約したものです。また直接税中央委員会(CBDT)が最近発行したブラックマネー法施行規則に関する通達も要約しています。

ブラックマネー法は未開示の外国所得及び資産の脅威に取り組むことを目的に導入されました。同法は**2015年7月1日に施行**(当該通達で施行日が明確化)となり、非通常居住者以外のインド居住者に適用され、30%の税金と3倍のペナルティが科される上に、3-10年の禁固刑を伴う可能性のある起訴手続も引き起こすという、大変厳しい規定が含まれています。規定の厳格さを勘案し、同法は、2015-16年度より前の課税年度における非開示の外国資産について、納税者が一切を明らかにし自発的に開示するための機会を付与するため、一定期間内の時限コンプライアンス窓口を設置します。この規定のもとで、納税者が未開示の外国資産の価額に30%の税金と同額のペナルティを支払えば、同法のもとで他の罰則は免除されることとなります。

通達は時限コンプライアンス制度を端的に説明し、開示申告とその他関連の手順を規定しています。時限コンプライアンス窓口は短期間のみ利用可能です。非開示外国資産を税務当局に2015年9月30日までに開示申告し、2015年12月31日までに税金やペナルティを払わなければなりません。

ブラックマネー法施行規則は各種資産の評価方法を規定し、さらに、特定の手続き事項のフォームも規定しています。評価の規定では、時限コンプライアンス窓口での非開示外国資産価額の評価日として2015年7月1日を適用するとしています。通常の調査手続きの場合には、非開示外国資産が税務当局に発覚した場合には、非開示外国資産価額の評価日として前年の4月1日を適用するとしています。

#### 4. ブラックマネー—直接税中央委員会(CBDT)は時限コンプライアンス窓口に関するFAQを公表

本稿は直接税中央委員会(CBDT)が発行した最近の通達を要約したもので、CBDTがFAQの形式で、ブラックマネー法の規定における非開示外国資産の時限コンプライアンスについて明確化したものです。

ブラックマネー法は2015年7月1日に発効しました。CBDTは通達を公表し、時限コンプライアンス制度、申告手続き、関連項目についての概要を説明しています。そしてブラックマネー法施行規則を公表し、各種資産の評価方法を規定し、手続きの様式を規定しました。

ブラックマネー法における時限コンプライアンス窓口の範囲について各種問題や懸念事項があがりました。数回にわたる陳情が行われ、CBDTに申告範囲と影響を明確化するよう要求されました。

この通達を通して、32の質疑応答の形式で、時限コンプライアンス窓口制度の範囲に関連する各種問題についてCBDTは明確化を図ろうとしています。誰が開示対象となるのか、どの資産が開示対象となるのか、その開示価額の基礎や金額、免除対象となる開示金額等の問題について明確化しています。通達はまた、規定の所得税申告書の一部として開示しなかった場合の影響と同様、他の法律のもとで起訴免除となる範囲にかかる懸念をも取り扱っています。

詳細は以下のリンクをご参照ください(英語)。

[http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular13\\_2015.pdf](http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular13_2015.pdf)

#### 5. 物品税関税中央委員会はサービス税申告書の詳細調査のためのガイドラインを改正

本稿はCBECが2015年6月30日付けで発行した通達185/4/2015-サービス税にかかるもので、サービス税申告書の詳細調査(scrutiny)のための改正手続きをハイライトしたものです。CBECが公表した通達はサービス税申告書の詳細調査のためのガイドラインを改正したもので、2015年8月1日から施行となります。

詳細調査プログラムは調査(audit)の対象にならない納税者に焦点をあてています。2014-15年度におけるサービス税納付総額(現金+CENVAT)が500万ルピー以下の納税者に対して行われるものです。しかしながら、主席コミッショナーの指示で申告書の調査(scrutiny)を、金額上限が500万ルピー超の納税者に対して行うことができます。しかし、監査(audit)と詳細調査(scrutiny)の両方が対象になることはありません。

所得税申告との調整が可能となるよう、詳細調査(scrutiny)は、半年に1回のサービス税申告をまとめて年次で行われます。

通達はまた、リスク要因に基づき、詳細調査(scrutiny)のため申告書の選別で遵守すべき手続き、そして方法論、当局担当者による検出事項の文書化を規定しています。

通常はサービス税調査(audit)の対象にならない少額納税者も今や詳細調査(scrutiny)プログラムの対象になるかもしれません。これをもって、CBECはコンプライアンスの検証方法を強化するねらいがあります。



サービス税監査 (audit) の対象になる納税者は詳細調査 (scrutiny) プログラムの対象にはならないでしょう。これはサービス税監査の対象となる納税者にとっては明確化になります。

## 6. Make in India: 物流業界の動向

**インドの物流市場は過去10年にわたり、急速に成長しています。**

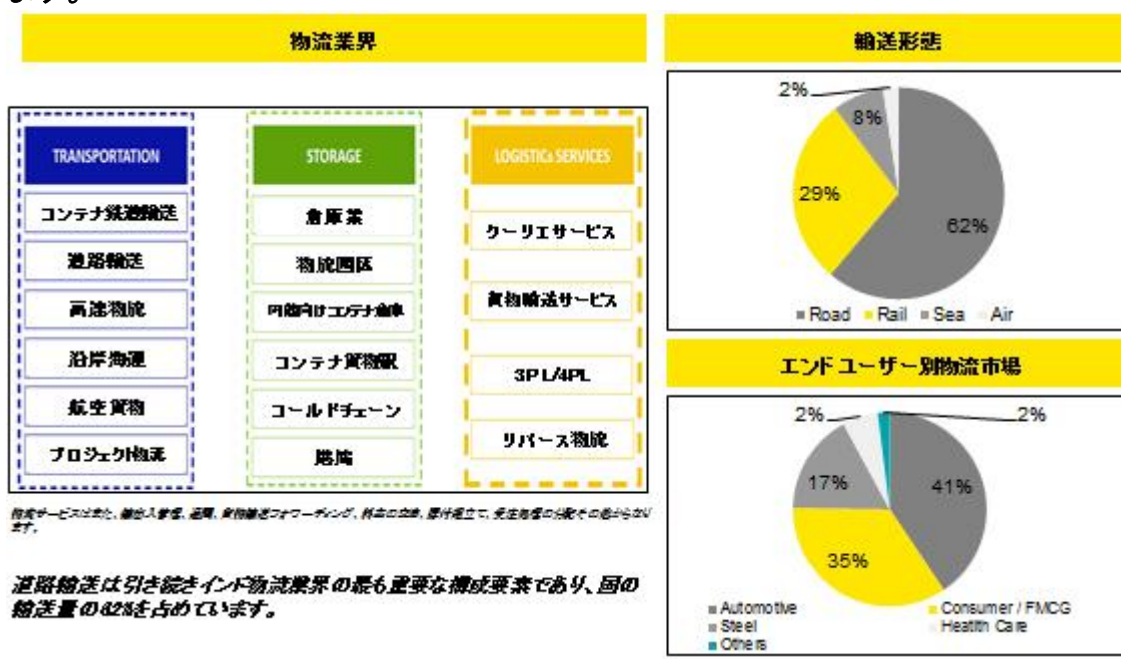
物流(ロジスティックス)は人とモノの効率的な調達、メンテナンス、流通、取替に関わる業務計画のフレームワークとして定義されます。

- ▶ 2014年、グローバルにおける年間物流支出総額は、33兆USDを記録した
- ▶ グローバルに、物流業界は一国のGDPの概ね10-15%を占めているので、経済の重要な一翼を担っている
- ▶ インドの年間物流コストは、GDPの約14%と推定され、1,100億USD市場で、年率15-16%で成長している
- ▶ インドの輸送、物流、倉庫、包装業界の大半は組織化されていないセグメントから構成されており、組織化されたセグメントはインドの物流業界の10%にも満たない

インド物流業界は、革新的な統合物流マネジメントより、モノの流通を可能とすることに重きを置いており、まだまだ進化の余地は残っています。



物流業界は主に輸送と倉庫保管業務を取り扱っており、物流サービスの支援を受けています。



## 市場構造や成長率の高さによりビジネス機会は広く認められます

1	鉄道物流	鉄道より道路輸送が圧倒的に多く、民間資本の参入が可能となったことから、大型プレイヤーにビジネス機会を提供 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 港湾や工業団地へと続く切れ目ない接続を可能に</li><li>▶ 港湾でのインフラを指揮 - 内陸向けコンテナ倉庫/コンテナ貨物駅</li><li>▶ 鉄道に続く道路にフォーカス、より重い、長距離の輸送への転換</li></ul>
2	プロジェクト物流	インフラ開発を伴う複雑かつ専門的なプロジェクト貨物物流ニーズが、統合されたプレイヤーにビジネス機会を提供 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ プロジェクト輸送にはルートの調査や建設のような技術的なスキルとともに、能力が必要</li><li>▶ 港湾でのプレゼンスとともに、統合的なソリューション能力</li><li>▶ 複数の業界での商機 - 石油、ガス、電力、通信、メトロ</li></ul>
3	食料品物流	組織化されたプレイヤーの当該セグメントへの参入は低いいため、組織化されたプレイヤーにビジネス機会を提供 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ あらゆる地域をカバーする食品チェーン</li><li>▶ 付帯的な管理、商品交換を行う倉庫、他の付加価値サービス等、ごくありきたりな倉庫業を超えた商機</li></ul>
4	液体物流	液体ビジネスの成長、主要な国内プレイヤーの不在により、このニッチセグメントにビジネス機会を提供 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 様々な州の石油化学投資地域でのビジネス機会</li><li>▶ インドでは専門的な飲料物流の大型プレイヤーが不在</li></ul>

## コメント

来年4月のGST導入の公約はまだ取り下げられているわけではないようです。今国会の進展を見守る必要があります。一方、スキル・インドは息の長い人口ボーナス期を迎えているインドにとって時宜を得た政策といえるでしょう。着実に変化し続けるインドで、企業はいかに備え、修正し、適応していけるかが今問われているのではないのでしょうか。私どもEYは水先案内人として喜んでそのご支援をして参りたいと思います。

### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。